

東広島キャンパスにおけるバーベキューの実施について

●実施可能時期等

- ・ 実施可能期間：原則4月～10月（草木が燃えやすい時期を避けるため）
- ・ 実施可能時間：原則18時（昼間授業時間終了後）～21時まで（撤収時間等を含む。）

●実施可能場所（別紙参照）

①	文学部周辺 中庭 【一段高くなっているスペースは、実習で使用するため立入禁止】
②	工学部周辺 A1 棟の東側
③	工学部周辺 A2 棟の東側
④	工学部周辺 A3 棟の東側 【危険薬品庫からは、10m以上離れて実施すること】
⑤	工学部周辺 A4 棟の東側 【危険薬品庫からは、10m以上離れて実施すること】
⑥	生物生産学部周辺 実験研究棟 A の東側 【危険薬品庫からは、10m以上離れて実施すること】
⑦	生物生産学部周辺 実験研究棟 B の東側
⑧	IDEC 周辺 実験棟の南西側

●実施に当たっての注意事項

以下の内容について、参加者全員で確認の上、遵守して実施すること

- ① 学生のみの実施は不可。参加学生のいずれかの指導教員又はチューターも参加して行うこと（複数人が望ましい。）
- ② 許可を受けた場所で実施すること
（※実施を許可していても、当日が強風など火災のリスクが高いと判断される場合は、実施許可を取り消すことがある。）
- ③ バーベキューグリル等を利用するなど火気の取り扱いに注意し、建物・植栽に熱が及ばないようにすること
- ④ バケツ2～3杯分の水を準備しておくこと
また、消火器の位置を把握すること
- ⑤ 大声で騒ぐことや、発電機等音の出る機械・器具の使用はしないこと
- ⑥ 20歳未満の飲酒・一気飲み・飲酒の強要・過度の飲酒及び飲酒運転は絶対に行わないこと
また、飲酒して自転車やバイクに乗ることもしない・させないこと
- ⑦ 警備員の指示に従うこと
- ⑧ 緊急時の連絡先を確認しておくこと
警備員室、夜間・休日初期救急当番医：許可時に、実施許可書に記載
（東広島市 HP <https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/kenkofukushi/2/4/11519.html>）
- ⑨ 火気使用後の始末確認を行うこと
- ⑩ ごみは放置せず、持ち帰ること（使用済みの炭や灰を含む。）

以上のことが守られない場合、当該バーベキューの参加者全員について、以後の東広島キャンパスでのバーベキュー実施を原則として禁止する。